

救急救命士の行う処置範囲が拡がりました



- 平成26年4月1日から救急救命士法施行規則の一部改正が施行されました。
これにより救急救命士が行う救急救命処置の範囲が次のとおり拡大されました。

1 運用開始日



- 尾道市では、平成27年11月17日から運用を開始しています。

2 処置内容

(1) 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保と輸液

- 様々な原因で血圧が異常に下がるなどの症状により生命に危険がおよぶ場合や、長時間重量物に挟まれていた傷病者に、医師の指示で静脈路確保（血管内へ点滴や薬剤を投与する経路）と輸液（点滴）を行い、症状の悪化を防止するための処置を行います。



《心肺停止前静脈路確保（イメージ画像）》

(2) 血糖測定と低血糖発作時のブドウ糖溶液の投与

- 意識障害を起こし、低血糖が疑われる傷病者に対して血糖値を測定し、必要に応じて医師の指示でブドウ糖溶液を投与することで、意識状態の改善を図ることを目的に行う処置です。



《血糖測定（イメージ画像）》

3 実施する救急隊

- 拡大された救急救命処置は、広島県メディカルコントロール協議会の認定を受けた救急救命士にのみ認められた行為です。
- 今後、処置が行える救急救命士を計画的に養成し、体制を強化してまいります。
- 救急救命士は、本人又は家族から同意を得たうえで、救急現場から医師に連絡を取り、医師からの具体的な指示を受けて救急救命処置を実施します。この処置により、重症化の軽減や救命率の向上が期待されるため、救急救命士の活動についてご理解とご協力をお願いします。



運用開始に先立ち、拡大行為について広島県尾三圏域メディカルコントロール協議会に係る医師の講義を受講しました。



尾道市消防局

問い合わせ先 尾道市消防局警防課 直通 0848-55-9122